

令和7年度
千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金
『実施要領』

令和7年7月
千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

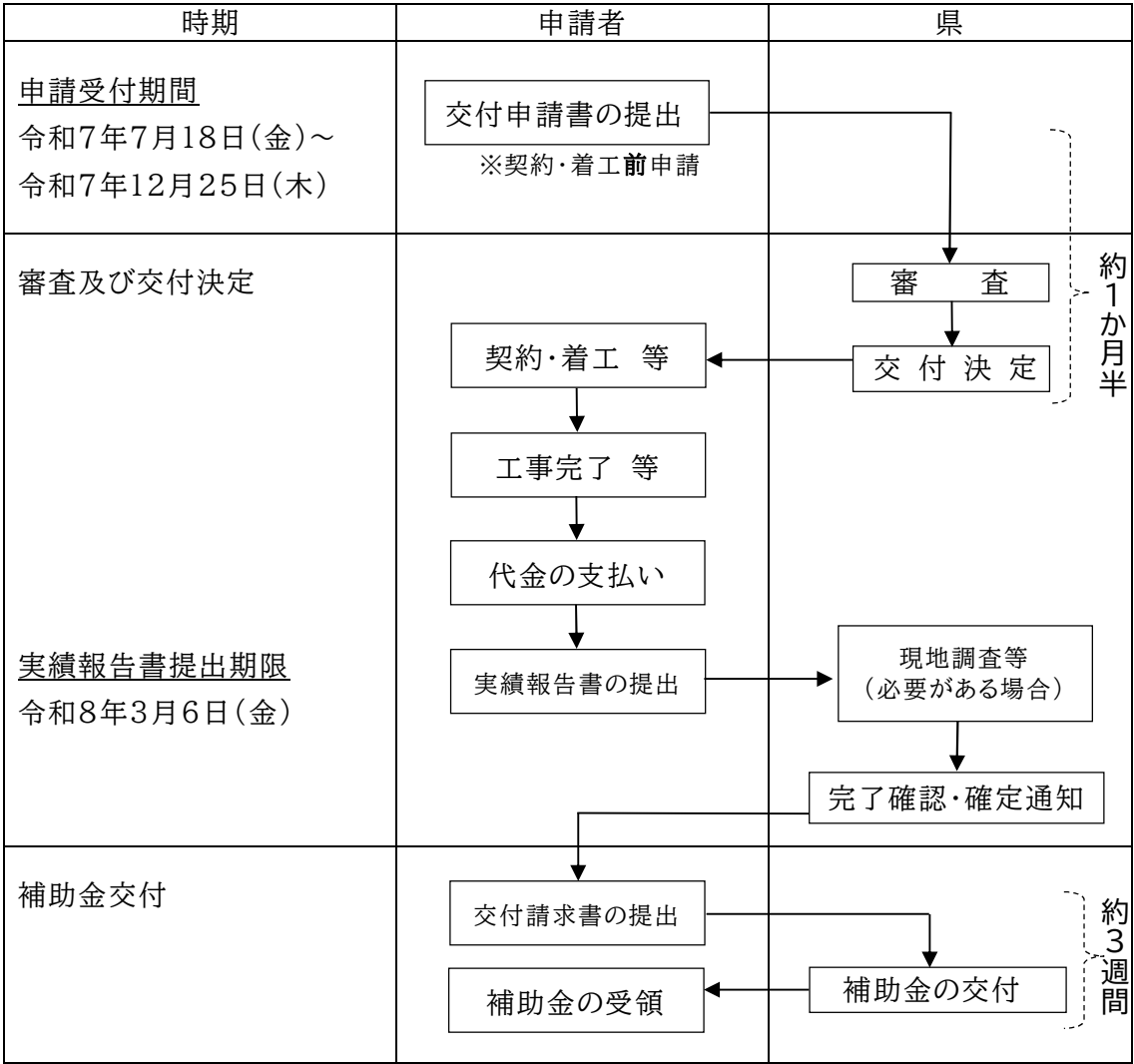
補助金を申請される皆様へ

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、公的資金を財源としていることから、千葉県（以下、「県」といいます。）として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分に御認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合は、交付決定の取消し等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことを御確認いただきますようお願いいたします。また、書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨として下さい。
なお、交付申請書等の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とし、提出された申請書等は返却しません。
- 4 原則として、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合、補助金を交付することができません。
- 5 不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、取消対象となった額に加算金（年 10.95% の利率）を加えた額を返還していただきます。
- 6 申請にあたって御提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有、利用します。個人情報を事前の承認なく県以外の第三者に提供することはありません。

補助事業申請の流れ及び期間の目安



申請期間及び必要書類

※契約・着工前の申請となります。

申請受付期間

令和7年7月18日(金) ～ 令和7年12月25日(木)

必要書類(※詳細は P9～10 を参照)

申請前に必ず御確認ください

○申請書の提出にあたっては、「申請書類一覧表」を添付のうえ、必ず必要書類が全て揃ってから送付又は送信してください。書類の不足や未記入の項目があった場合は、申請受付期間に送付又は送信いただいても、申請を受け付け出来ない場合があります。

○県から修正、再提出のほか、状況を確認させていただくため、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに御対応ください。御対応いただけない場合は申請を受け付け出来ない場合があります。また、連絡は原則メールでお送りしますので、連絡先欄には、必ず連絡が取れるメールアドレスを記載してください。

目 次

1 事業の概要	1
2 補助内容	1
(1)補助対象者(要綱第3条関係)	1
(2)補助対象事業(要綱第2、4条関係)	2
(3)補助対象経費(要綱第5条関係)	3
(4)補助上限額及び補助額等(要綱第5条関係)	3
(5)補助事業の申請・実施に当たっての確認事項	4
(6)事業スケジュール	6
3 交付申請	7
(1)申請受付期間.....	7
(2)申請方法	7
(3)申請の代行	8
(4)申請に当たっての留意事項	8
(5)必要書類	8
(6)審査・選定(要綱第7条関係)	10
(7)交付決定(要綱第7条関係).....	10
4 補助対象事業の実施.....	11
(1)事業の開始	11
(2)事業内容等の変更(要綱第8、9条関係)	11
(3)補助対象事業の状況報告等(要綱第13条関係)	11
(4)補助対象事業の廃止(要綱第8条関係)	11
(5)交付決定通知後の申請の取下げ(要綱第10条関係)	11
(6)実績報告(要綱第14条関係)	12
5 補助金の請求・受領	13
(1)補助金額の確定、補助金の交付(要綱第15、16条関係)	13
(2)交付決定の取消し(要綱第18条関係)	13
(3)補助金の経理(要綱第11条関係)	13
(4)補助事業により取得した財産の管理(要綱第19～21条関係).....	13
6 問合せ先	14

1 事業の概要

本県では、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進などに取り組んでいます。

本補助事業は、観光・宿泊施設等事業者による脱炭素化への取組を支援し公共用充電設備の設置を促進するために、観光・宿泊施設等事業者が県内に所在する観光・宿泊施設等において実施する電気自動車用充電設備の設置について、その経費の一部に県が補助を行うものです。

なお、本実施要領は、「千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金交付要綱」（以下、「要綱」といいます。）第22条に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものです。

2 補助内容

(1)補助対象者(要綱第3条関係)

次のア又はイの事業者等が対象です。

ア 観光・宿泊施設等事業者であって、以下の①～③の要件をすべて満たす必要があります。

なお、観光・宿泊施設等事業者とは、千葉県内で主に旅行者を対象とした表1に記載する常設型の観光・宿泊施設等を管理運営する法人（公共法人を除く）又は個人事業主をいいます。観光・宿泊施設等には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び第33条第1項に規定する深夜酒類提供飲食店営業の用に供する施設は含まれません。

イ アの観光・宿泊施設等事業者に設備の貸渡しを行うリース事業者であって、以下の①～③の要件をすべて満たすことを要します。

【要件】

- ①事業内容が公の秩序または善良な風俗を害することとなるおそれがないこと
- ②事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること
- ③政治活動を主たる目的としていないこと

（表1 補助事業の対象となる観光・宿泊施設等）

施設等※1、※2	説 明
宿泊施設	ホテル、旅館、民宿など、旅行者が宿泊する施設であって、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて営業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業）する宿泊施設をいいます。住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）を行う施設は含まれません。
博物館・美術館	歴史的資料・科学的資料や美術作品（絵画、彫刻、工芸品等）を収集、保存、展示している施設であって、博物館法第11条の規定により登録された博物館（登録博物館）及び第31条の規定により指定された施設（指定施設）をいいます。

動物園・水族館	動物を収集、飼育、展示している施設であって、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録を展示の種別で受けて営業する施設をいいます。
歴史・文化施設	史跡、城、神社・仏閣、歴史的建造物、記念館などで歴史的・文化的な要素がある場所をいいます。
見学・体験施設	製造工程の見学や伝統工芸・食品作り、農産物の収穫などの体験を通じて学ぶことができる施設をいいます。
日帰り温浴施設	宿泊を伴わずに温浴できる施設であって、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて営業する施設をいいます。
その他のレジャー施設	鑑賞、散策、スポーツ、レクリエーションなどのために公開された場所で、公園、テーマパーク、キャンプ場、ゴルフ場、ハイキングコース、海水浴場などをいいます。
土産品販売店※3	地域ならではの土産や特産品、工芸品などを販売する店舗（仮設型店舗等を除く。）をいいます。
飲食店※3	食品を調理して客に飲食させる店舗であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業する店舗をいいます。

※1 補助対象施設は、主に旅行者を対象とした常設型（年間営業日数が180日超）の施設に限ります。

※2 道の駅並びに国又は地方公共団体が所有する施設（民間事業者が委託や指定管理により管理運営する場合を含む。）は、補助対象外です。

※3 コンビニエンスストア（フランチャイズ加盟店や直営店を指す。）は、補助対象外です。

（2）補助対象事業（要綱第4条関係）

補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」といいます。）は、県内の観光・宿泊施設等において実施する、電気自動車用充電設備の設置事業です。

補助対象事業の内容及び要件は表2のとおりです。

（表2 補助対象事業）

補助対象事業	補助金交付申請要件※1
電気自動車用充電設備の設置※2	・充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所に設置されること。 ・原則として充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を充電設備利用の条件としないこと。※3 ・充電場所を示す案内板を施設の入口等の人目に付きやすい場所に設置すること。 ・充電設備の場所や出力、利用可能時間、休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。※4

※1 本補助と、千葉県その他の同種の補助金を重複して受けることはできません。

※2 設備を更新する場合も補助対象となります。設置する設備は新品である必要があります。

※3 充電料金及び駐車料金の徴収は可とします。なお、施設の所有者や管理者のみが利用できる場合は補助対象外です。

※4 インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することでも可とします。

(3) 補助対象経費(要綱第5条関係)

補助対象経費は、補助対象事業の実施に当たり、表3の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとしします。

なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工含む)がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象とします。また、対象外となる経費の例は表4のとおりですので御参考ください。

(表3 補助対象経費)

電気自動車用充電設備の設置	機器購入費(本体及び機器を構成するために必要な付属品を含む。)
---------------	---------------------------------

※ 申請の際は、2者以上の見積書の提出が必要となります。

(表4 補助対象外となる経費)

・設置工事費、撤去費、移設費、処分費、共通仮設費 ・消費税及び地方消費税相当額 ・過剰とみなされるもの、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のものなど ・中古の設備

(4) 補助上限額及び補助額等(要綱第5条関係)

補助額及び補助上限額等は表5のとおりです。

(表5 補助額及び補助上限額)

	補助金額	補助上限額
電気自動車用充電設備の設置	(事業完了までに設備を導入する観光・宿泊施設等に太陽光発電設備を設置している場合) 補助対象経費に1/5 を乗じて得た額	(事業完了までに設備を導入する観光・宿泊施設等に太陽光発電設備を設置している場合) 1設備あたり 100 万円
	(上記以外の場合) 補助対象経費に1/10 を乗じて得た額	(上記以外の場合) 1設備あたり 50 万円

※ 補助率等により算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※太陽光発電設備の設置要件について

「千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金交付要綱」別表2及び本要領表5に記載のある「事業完了までに設備を導入する観光・宿泊施設等に太陽光発電設備を設置している場合」に該当するのは、以下の条件を満たしていることが必要です。

なお、ポータブルソーラーパネルや、設置されているが故障しているもの（発電機能を有していない状態のもの）は対象外となります。

（条件）

- 定置型の太陽光発電設備として観光・宿泊施設等で設置工事が行われたものであること。（新設・既設及びその出力等の規模を問わない。）
- 観光・宿泊施設等において使用される電気系統に接続されていること。または、設置する充電設備等に接続されていること。

※補足

「事業完了までに」とは、県に実績報告書を提出する時期を指します。既設の太陽光発電設備がなく、事業完了までに設置を予定している場合は、申請時に設置が担保されていることを確認しますので、工事契約書や発注書の写しを提出してください。

（5）補助事業の申請・実施に当たっての確認事項

ア 共通

- （ア）**補助対象事業の工事着手前（発注等を含む）の申請**となります。補助金の交付決定前に、補助対象事業に着手（機器や設備の発注や、それらに係る契約含む）をしていないことが必要です。
- （イ）複数の設備を導入する場合は、一度に申請することが可能です。
- （ウ）助金交付決定後、補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合には、要綱第9条に基づき変更（中止・廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）を知事に提出してください。
- （エ）補助事業により整備した設備は、原則として財産処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める法定耐用年数）中は、県の承認を受けることなく財産処分してはいけません。
- （オ）補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備してください。また、当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- （カ）本補助と、千葉県の他の同種の補助金を重複して申請することはできません。

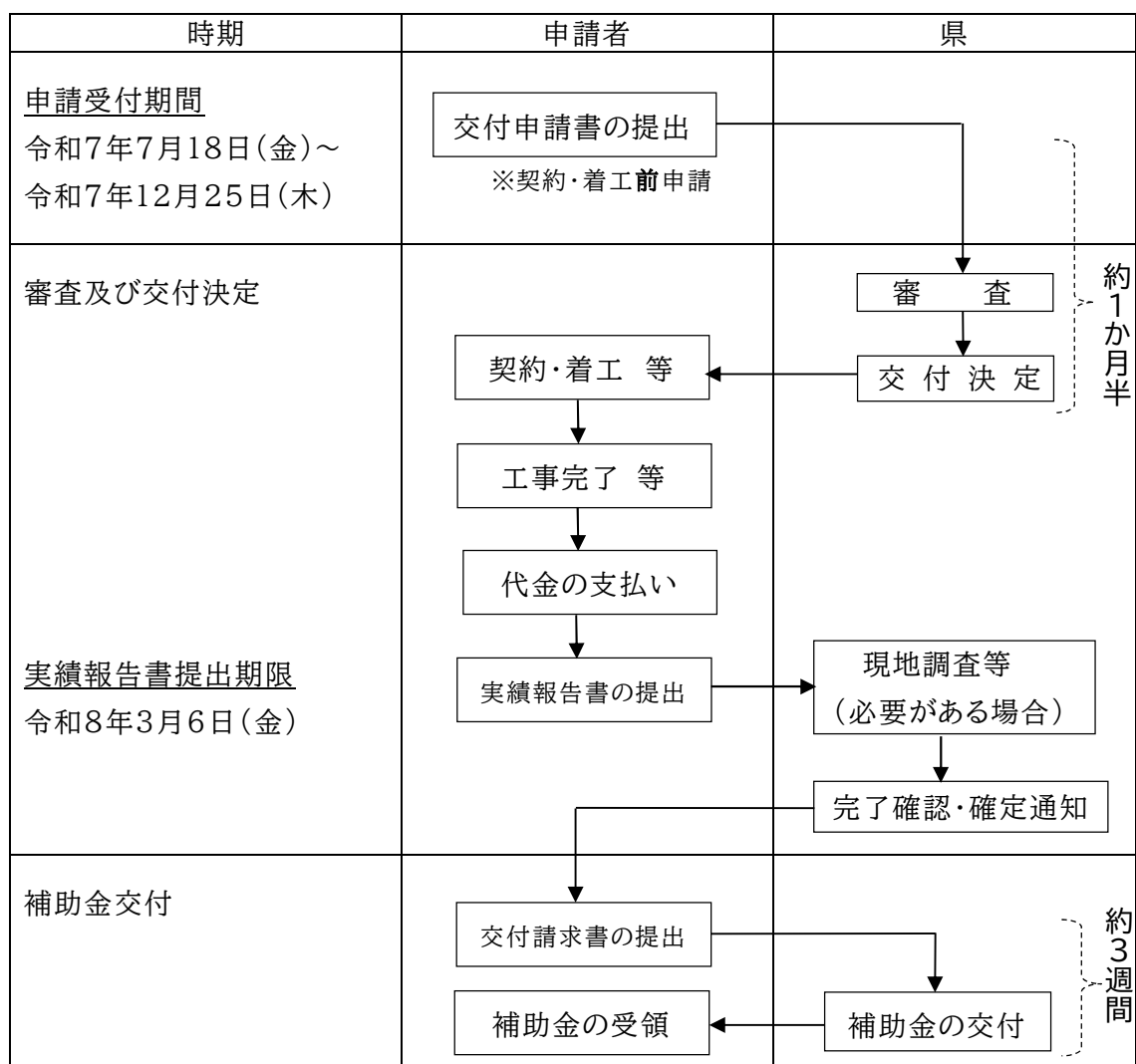
イ リース契約に基づく申請の場合

- （ア）リース契約にて設備の取得を行う場合は、リース事業者が申請者となり、補助金はリース事業者を支払われます。
- （イ）貸与先が補助対象要件を満たしている必要があります。
- （ウ）リース事業者は、貸与先の利用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下

りを反映させなくてはなりません。

(エ)リース契約は、要綱第21条第1項に定める、財産処分制限期間以上使用することを前提とした契約にすることが必要です。

(6)事業スケジュール(再掲)



3 交付申請

(1)申請受付期間

設備：令和7年7月18日(金)～令和7年12月25日(木)

※受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。

(2)申請方法

以下の方法により申請書等を御提出ください。

なお、申請書及び事業計画書をメールで提出し、見積書の写し等その他の書類は郵送いただくなど、複数の提出方法を併用いただくことも可能です。その場合は、別途提出する書類及び提出方法をそれぞれ分かるように明記してください。

ア 電子申請システム

以下のフォームにアクセスし、必要事項を入力の上、様式を添付してください。

(電子申請システム URL)

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金の申請について

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47304

イ 電子メールによる提出

電子メールにより送信いただく場合は、以下へ提出してください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金事業計画書(申請者名)」としてください。

※添付ファイルは 7.2MB 以内で送信ください。

7.2MB を超える場合はお手数をお掛けいたしますが、ファイルを分けて複数回送信いただくなど御対応くださるようお願いいたします。

(電子メール送信先)

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 補助金担当(観光・宿泊等充電設備補助金)

einfra-hojo@pref.chiba.lg.jp

ウ 郵送による提出

郵送で提出いただく書類の郵送先は次のとおりです。

(書類郵送先)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 エコオフィス・次世代自動車推進班 あて

【重要】郵送は信書を送付することができる方法(郵便、レターパック等)に限ります。そのため、信書を送ることができない宅配便、ゆうパック、ゆうメール、ゆうパケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

(3)申請の代行

本補助金の申請は、事業者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者（設備業者等）による代理申請はできません。

(4)申請に当たっての留意事項

県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに御対応ください。御対応いただけない場合は申請を受け付け出来ない場合があります。連絡先欄には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

(5)必要書類

申請に必要な書類は次の(ア)(イ)のとおりです。

- | | | |
|---|---|---|
| { | (ア):全ての申請者が提出する書類
(イ):申請者がリース事業者の場合の追加書類 | } |
|---|---|---|

郵送で提出する書類については、以下の表の順に揃えて提出してください。なお、書類の提出方法等を「申請時提出書類一覧表」に入力いただき併せて提出ください。書類は、特記がない場合、写しの提出で可とします。

電子データで提出する場合についても、データの名称の頭に番号を振り、表の順になるようにしてください。（一桁の番号は頭に「0」を付け、二桁にしてください。例:「1」→「01」）

この他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

設備の申請に必要な書類

ア 共通(全ての申請者が提出するもの) ※補助対象事業の工事着手前の申請

	書類名	様式、説明
表紙	申請書類一覧表	
1	交付申請書	第1号様式
2	重要事項確認書	第2号様式(確認事項にチェックを付けること)
3	誓約書	第3号様式
4	事業計画書	別紙様式1
5	見積書の写し(2者以上)	・見積りは、同一機器のものについて2者以上から徴取してください。 ・見積書は、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳が分かるようにしてください(見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載するなど)。 ※発行後3か月以内のもの
6	施工予定設備のカatalog等	・導入する機器の型番が分かる資料 ・性能等が確認できる資料
7	設置予定場所の写真等	設備及び案内板の設置予定場所が確認できる地図、写真等
8	図面(全体配置図等)	導入前後の設備、案内板、公道との位置関係等を写真と突合して確認できるよう、図面内に記載してください。
9	登記事項証明書 (または開業届の写し)	・(法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行後3か月以内のもの ・(個人)開業届の写し等
10	太陽光発電設備の設置場所の地図、図面 (要件に該当する場合)	・太陽光発電設備の併設要件を満たしていることが確認できる書類 ・設置されていることが分かる写真 ・(事業完了までに新設する場合)太陽光発電設備に係る発注書・契約書
11	申請者が補助対象事業者であることを証する書類 (リース事業者の場合は不要)	・施設・店舗の概要・営業状況が分かる資料(利用者向けパンフレット、施設HPの写しなど) ・営業許可証(以下の事業者の場合) 宿泊事業者:旅館業法に基づく営業許可証の写し 温浴施設事業者:公衆浴場法に基づく営業許可証の写し 飲食事業者:食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し ※その他の事業者においても、事業内容を確認するため追加で営業許可証等の提出を求める場合があります。
12	法人県民税・法人事業税等の滞納がないことの証明書	・(法人)法人県民税及び法人事業税(完納証明書) ※納税証明書の交付については、原則住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください(県庁本庁舎では発行していません)。 ・(個人)個人県民税及び個人事業税 ※個人県民税は、市区町村での発行になります。お問い合わせは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額(又は未納額)がないことの証明書の取り扱いがない場

		合は、「県民税の納税証明書」を取得してください。 ※いずれも発行後3か月以内のもの
13	確定申告書(決算書)の写し (個人事業主の場合のみ)	・確定申告書 B のほかに、青色申告者は青色申告決算書、 白色申告者は収支内訳書も必要。 ・直近1年度分が必要。
14	賃貸借契約書の写し及び 所有者からの承諾書 (導入場所が賃借地の場合)	任意様式
15	その他	その他必要な書類

イ 申請者がリース事業者の場合の追加書類

	書類名	様式、説明
16	誓約書(貸与先)	第3号様式
17	役員名簿(貸与先)	別紙様式1 事業計画書「5 役員等名簿」
18	登記事項証明書 (または開業届の写し) (貸与先)	・(法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行後3か月以内のもの ・(個人)開業届の写し等
19	貸与先が補助対象事業者 であることを証する書類	・施設・店舗の概要・営業状況が分かる資料(利用者向けパンフレット、施設 HP の写しなど) ・営業許可証(以下の事業者の場合) 宿泊事業者:旅館業法に基づく営業許可証の写し 温浴施設事業者:公衆浴場法に基づく営業許可証の写し 飲食事業者:食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店 営業許可証の写し ※その他の事業者においても、事業内容を確認するため追加 で営業許可証等の提出を求める場合があります。
20	法人県民税・法人事業税等 の滞納がないことの証明書 (貸与先)	・(法人)法人県民税・法人事業税(完納証明書) ・(個人)個人県民税・個人事業税 ※いずれも発行後3か月以内のもの

(6) 審査・選定(要綱第 7 条関係)

審査は、申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。
なお、審査の経過や結果等に関する照会には一切お答えできませんので、予め御承知おきください。

(7) 交付決定(要綱第 7 条関係)

予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者(以下、交付決定者といいます。)に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

4 補助対象事業の実施

(1)事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、契約の締結、又は発注することを言います（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

(2)事業内容等の変更(要綱第 8、9 条関係)

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに県に報告のうえ、県の指示に従ってください。また、県から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分に係る事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外です。

【県への提出物】

- ・補助事業変更（中止・廃止）承認申請書 ＜第4号様式＞
- ・事業変更計画書 ＜別紙様式3＞ など

(3)補助対象事業の状況報告等(要綱第 13 条関係)

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書」（第6号様式）を提出していただきます。

また、下記(6)の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」（第5号様式）を提出してください。ただし、発注遅れや業務多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんので御注意ください。

【県への提出物】

- ・補助事業遂行状況報告書 ＜第6号様式＞
- ・補助事業遅延等報告書 ＜第5号様式＞ など

(4)補助対象事業の中止又は廃止(要綱第 8 条関係)

交付決定者は、補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、県の指示に従い「補助事業変更（中止・廃止）承認申請書」（第4号様式）を提出し、承認を得てください。

【県への提出物】

- ・補助事業変更（中止・廃止）承認申請書 ＜第4号様式＞ など

(5)交付決定通知前の申請の取下げ(要綱第 10 条関係)

交付決定者は、交付決定通知を受ける前に交付申請を取り下げようとする場合は、取下書等

により県へ申し出てください。

取り下げの申し出があった場合は、交付申請はなかったものとします。

(6)実績報告(要綱第 14 条関係)

交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い(原則、金融機関による振込)が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

【提出時期】工事完了かつ支払い完了後、速やかに(概ね30日以内)提出してください。

【最終提出期限】令和8年3月6日(金)[必着・厳守]

【県への提出物】

申請に必要な書類は次の(ア)及び(イ)のとおりです。

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

ア 共通(全ての申請者が提出するもの)

	書類名	様式、説明
1	実績報告書	第7号様式
2	事業実績書	別紙様式2
3	契約内容や発注内容がわかる書類	工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し ※電子契約の場合は、契約者本人であることを確認できる認証局発行の電子証明書などを添付してください。
4	決算証拠書類	・支出額が確認できるもの(納品書等) ・領収書の写し等支払いが完了していることを示す書類を提出してください。(手形や小切手による支払いの場合、振出日ではなく施工業者が領収(資金化)した日が完了日となります。)
5	補助事業の実施を示す写真	・施工中・施工後のもの ・補助対象設備、案内板が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。 ・設置後の設備の型番等が分かる写真を添付してください。
6	国等の補助を受けたことを証する書類 (国庫補助を受けた場合)	交付決定通知書、交付予定枠内定通知書などの写し

イ 申請者がリース事業者の場合の追加書類

	書類名	様式、説明
7	リース契約書	・申請者及び貸与先双方の印があるもの ※電子契約の場合は、契約者本人であることを確認できる認証局発行の電子証明書などを添付してください。 ・リース料金から補助金額以上が差し引かれている記載があるもの ※千葉県及び他の補助金の合計額以上が差し引かれていることが必要です。 ※契約書に月々のリース料金から補助金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減の証明として「貸与料金の算定根拠明細書(第10号様式)」を提出してください。

5 補助金の請求・受領

(1) 補助金額の確定、補助金の交付(要綱第 15、16 条関係)

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認等を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

【県への提出物】

- ・補助金交付請求書 <第8号様式>
- ・補助金振込先の通帳の写し

(2) 交付決定の取消し(要綱第 18 条関係)

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ア 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- イ 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ウ その他、要綱の規定に違反する行為があったとき

(3) 補助金の経理(要綱第 11 条関係)

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間((4)の処分制限期間が5年間を超える場合は当該期間)保存しなければなりません。

(4) 補助事業により取得した財産の管理(要綱第 19～21 条関係)

ア 補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について知事の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間保存しなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

イ リース事業者が補助金受領者である場合に、以下の場合は、処分の承認を得るだけで、返還金は発生しません。財産処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
リース解約によりリース事業者が設備を保管する(リース事業者自身が以下の要件を満たす) ・観光・宿泊施設等事業者であること ・表2の要件	・リース解約が確認できる書類 ・リース事業者が左記の要件を満たすことが確認できる書類一式

・導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること(補助金交付時の要件となっていた場合)	
リース貸与先を変更する(新貸与先が以下の要件を満たす) ・観光・宿泊施設等事業者であること ・表 2 の要件 ・導入する事務所又は事業所に太陽光発電設備を設置していること(補助金交付時の要件となっていた場合)	・リース解約・承継が確認できる書類 ・新貸与先が左記の要件を満たすことが確認できる書類一式

【県への提出物】

- ・取得財産等の処分承認申請書 <第9号様式>

6 問合せ先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 エコオフィス・次世代自動車推進班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎3階

TEL:043-223-4563

Mail:einfra-hojo@pref.chiba.lg.jp

第1号様式（要綱第6条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金交付申請書

下記のとおり千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

（1）重要事項確認書（第2号様式）

（2）誓約書（第3号様式）

（3）事業計画書（別紙様式1）

（4）見積書の写し（原則2者以上）（発行後3か月以内のもので、代表者印等の押印があるもの）

（5）施工予定設備のカタログ等

（6）設置予定場所の写真等

（7）図面（全体配置図など）

（8）登記事項証明書【発行後3か月以内のもの】

（個人事業者の場合は開業届の写し 等）

（9）太陽光発電設備の併設要件を満たすことが確認できる書類（要件に該当する場合）

（10）申請者が補助対象事業者であることを証する書類

（11）法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書

（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）

【発行後3か月以内のもの】

（12）確定申告書（決算書）の写し（直近1年分）（個人事業主のみ）

（13）賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（導入場所が賃借地の場合）

（14）その他

※リース事業者以外は、本紙及び関係書類の添付不要

3 関係書類（リース事業者の場合の追加書類）

- （１）誓約書（貸与先）（第３号様式）
- （２）役員名簿（貸与先）＜別紙様式１ 事業計画書 「５役員等名簿」＞
- （３）登記事項証明書（貸与先）【発行後３か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届の写し 等）
- （４）貸与先が補助対象事業者であることを証する書類
- （５）法人県民税・法人事業税等の滞納がないことの証明書（貸与先）
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）
【発行後３か月以内のもの】

第 2 号様式（要綱第 6 条関係）

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金
重要事項確認書

私（たち）は、本補助金の申請に当たり、次の事項を確認しました。

☐ 要綱、要領等の内容を理解し、虚偽の記載なく本事業計画書を作成しました。

☐ 本補助金にかかる各種の条件や県からの指示事項を財産処分制限期間が完了するまで遵守します。

☐ 本補助の対象事業の完了までに、補助対象事業を実施する観光・宿泊施設等に太陽光発電設備を設置します。

☐ 導入した設備等については、エネルギーコスト削減のため、効率的な運用に努めます。

☐ 導入した設備等は事業用で使用するものであり、家庭用に使用することはありません。

※該当する項目の☐にチェックを入れてください。

（太陽光発電設備を設置している場合の補助率を適用しない場合は、太陽光発電の設置に関する項目のチェックは不要です。）

令和 年 月 日

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

- 1 当該申請事業若しくは申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が、千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金交付要綱第4条各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 当該申請を行うに当たり、第4条第2号アからウに該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- 3 誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

第4号様式（要綱第9条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る補助事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で交付決定のあった千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）したい内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 関係書類
 - （１）事業変更計画書
 - （２）その他、交付申請時に提出した書類のうち変更が生じたもの
（見積書の写し、施工予定設備のカatalog、図面 など）

第 5 号様式（要綱第 8 条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る補助事業遅延等
報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で交付決定のあった千葉県観光・
宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る補助事業について、期間内に完了するこ
とができないと見込まれる（補助対象事業の遂行が困難になった）ので、千葉県補助金等交
付規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり報告します。

1 遅延等の状況と理由

経過とその成果を簡潔に記載すること。遅れがある場合、その理由と完了の見通し
を記載すること。

2 完了の予定

年 月 日

第 6 号様式（要綱第 13 条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る補助事業遂行状況
報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で交付決定のあった千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県補助金等交付規則第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 支出済額
- 3 補助事業の遂行状況

第7号様式（要綱第14条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で交付決定のあった千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る補助事業を完了したので、関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

（1）補助事業に要した経費 円

（2）補助金交付決定額 円

2 補助事業完了期日 年 月 日

3 関係書類

（1）事業実績書（別紙様式2）

（2）工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書の写し

（3）決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書

（4）補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）

（5）国の補助を受けたことを証する書類（国庫補助を受けた場合）

※リース事業者の場合

（5）リース契約書

- ・申請者及び貸与先双方の印があるもの
- ・リース料金から、千葉県及び他の補助金額以上が差し引かれている記載があるもの
- ・契約書に月々のリース料金から補助金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第10号様式）」を提出してください。

第8号様式（要綱第16条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県 達第 号の で額の確定のあった補助金について、
千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

(補助金振込先)

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※補助金振込先の通帳の写しを添付してください。

第9号様式（要綱第21条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る取得財産等の処分承認
申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で交付決定のあった千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備補助金交付要綱第 2 1 条第 2 項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその収入額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

第10号様式（要綱第6条関係）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

＜リース事業者＞
 （所在地）
 （名称）
 （役職・代表者名）
 ＜使用者（貸与先）＞
 （所在地）
 （名称）
 （役職・代表者名）

千葉県観光・宿泊施設等公共用充電設備設置促進補助金貸与料金の算定根拠明細書

標記補助金事業で申請している設備のリース契約においては、以下のとおり、リース料金総額から補助金相当額が減額されている旨、間違いありません。

1 設備名

2 交付を受ける補助金額（※1）

千葉県補助金額 (A)	円
その他補助金額 (B)	円
(補助金名)	()
合計額 (C) = (A) + (B)	円

(※) 1 補助金額は既に交付決定を受けている金額を記載し、根拠資料(交付決定通知等)を添付してください。

3 リース料金の総額（消費税抜き）（※2）

補助金の交付がない場合(ア)	補助金の交付を受ける場合(イ)	差額 (※3) (ウ) = (ア) - (イ)

(※2) 契約書にリース料金の総額について記載がない場合は、(リース料金の月額) × (契約月数) で総額(消費税抜き)を計算し、記載してください。

(※3)「補助金の交付がない場合のリース料金の総額」と、「補助金の交付を受ける場合のリース料金の総額」の差額が、「2 交付を受ける補助金額」の合計額以上（(ウ) ≥ (C)）となっているか、県において確認させていただきます。

4 特記事項

[illegible]